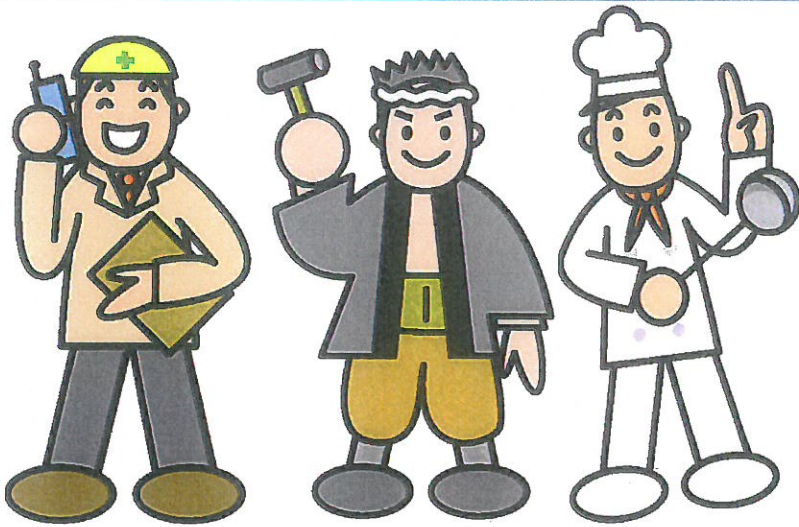


香川県商工会議所 会員の皆様へ

# 自動車共済で自動車保険の見直しをしませんか？

会員の皆様は団体割引をご利用いただけます。



## 団体割引

# 10%

**お見積、補償内容等のご相談もお気軽にお問い合わせください。**

※ 団体割引率10%は、平成28年2月1日～平成29年1月31日までを共済期間の初日とする共済契約に適用されます。割引率は団体のご契約台数により毎年見直され、変動する場合があります。

**他の保険会社（共済含む）からのノンフリート等級・事故有期間を継承！**

**安心の自動車共済ロードサービス！** ※ロードサービスには所定の条件があります。

**24時間・365日事故受付サービス！ 0120-242-365**

**組合員の役員・従業員、その同居の親族・別居の扶養親族のお車も割引の対象です！**

●本チラシは集団団体の概要を記載したものです。●集団団体のお取扱方法および各共済・特約の補償内容および共済金をお支払いできない場合、割引等の詳細については自動車共済のパンフレットまたは「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。●ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。●取扱代理所は西日本自動車共済協同組合との委託契約に基づき共済契約の締結・共済掛金の領収等の代理業務を行っております。取扱代理所と締結され有効に成立した共済契約は西日本自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。●自動車共済にはじめてご加入の際には、ご契約のお車の台数に関係なく、共済掛金とは別に注册资金(1口1,000円)または員外利用料が必要となります。

**【お見積りをご希望の方はお気軽にご連絡ください。】**

● お問合せ先（共済代理所）

**香川県火災共済協同組合**

〒760-0066 高松市福岡町2-2-2-501

TEL : 087-851-3208

FAX : 087-851-6287

[引受組合]  **西日本自動車共済協同組合**

(香川県支部) 高松市西内町4-6 神原ビル2F TEL: 087-822-6309  
(本部) 福岡市博多区東比恵2-15-25 TEL: 092-441-5901 (代表)

NJ810 香川県火災共済協同組合